

《12》2019年2月8日 旧陸軍墓地保存について内閣総理大臣ほかに要望書

2019年2月8日

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 根本 匠様
文化庁長官 宮田亮平様

NPO 法人 旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会

理事長 小田康徳^印

旧陸軍墓地保存について要望します

新聞各紙では、2019年1月、国は旧陸軍墓地について大規模修繕や危険防止目的の補修などは国の責任で2019年度から（旧真田山陸軍墓地については2018年度から先行的に）予算措置をとることを決定したと報じられています。

明治以来戦前の日本には約90ヶ所の陸軍墓地があったことが知られています。現在では元の形が失われた墓地も多いし、半ば朽ちかけた墓碑も多いが、その墓地に行き、その姿をみれば、近代日本の戦争と軍隊、それに関わった多くの人びとの死の存在を知ることができます。われわれ後世の人間は、それをもって、そのような多くの死をもたらした明治以来戦前・戦中の戦争と軍隊の本当の姿を知り、その中で生きた多くの将兵やその家族・知己等の苦悩や行動に思いを致し、また一方では現在の平和と民主主義・国民主権の大事さを深く理解するきっかけとすることができるのです。旧陸軍墓地は明治以来の近代日本の歩んできた道を振り返る大きな手助けとなるにちがいありません。

われわれNPO法人「旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」は、長年、旧陸軍墓地なかでも旧真田山陸軍墓地の追悼・慰霊施設そして歴史的遺産としての重要性を主張し、荒廃した現状の打破、補修の実施そして史跡・文化財としての認定を求めてきたものとして、先述の情報を得て驚くとともに大変喜んでおります。と同時に、これらの国の措置が正しく全国の旧陸軍墓地の存在を社会的に意義あるものとしていく措置と結びつくためには、今後様々な課題を乗り越えていかねばならないとも強く感じております。

つきましては、当面下記諸点の実施が必要と判断いたしましたので、ご検討賜りますよう強く要望する次第です。

（※この要望書は上記省庁宛てにそれぞれ別途送付しております。）

記

提言1【墓地および被葬者の悉皆調査】 国は、明治の初め以来軍と戦争に関わって国の内外多数の死傷者が死亡したことに対して責任があったことを明確にし、戦後70年以上が経過した今、すべての旧陸軍墓地について、その現状（その経過も含め）及びそこに埋葬あるいは納骨されている人物について悉皆調査し、日本国民はいうまでもなく、広く世界全体に対して平和の尊さを伝える基礎とすること。

- ・旧陸軍墓地の荒廃は、墓碑や納骨堂などの単なる経年的な傷みの進行によるだけではなく、むしろ、被葬者や墓地存在についての国民的忘却の進行によるものが大きい事実の思いを寄せるべきである。この意味で、本措置は最も緊急かつ重要な措置として優先的に実施すること。
- ・上記作業によって収集・整理されたデータは、①参拝者個々に対する便宜となり、②近代日本における戦争と軍隊の実情を知るための素材となり、③さらには今後における平和の維持・構築を正しく考察するための基礎資料として役立てねばならない。
- ・調査と整理においては全国各地の文化財保護に関わる公的機関はいうまでもなく、実績ある民間有志諸団体の力に依拠し、あるいは協力する体制を組むことも考慮すべきである。

提言2【被葬者・墓地の多面性重視】 旧陸軍墓地の修復・保存そして追悼・慰霊においては、1871年以来1945年敗戦までの被葬者像および軍の埋葬行為が有する多面性に留意し、それが参拝者や墓地見学者に理解できるよう適切な措置を講じること。

- ・被葬者像の多面性とは、被葬者の中には戦死者のみならず、多数の平時死亡者、民間人、外国人俘虜などが含まれていること、また軍の埋葬行為の多面性とは、時期・時期において埋葬規準や建碑目的に変化があったこと、そして歴史的な事情があつて対象者であっても埋葬や納骨がされなかった人も多かった事実を指す。
- ・墓地への訪問者が多面的な被葬者像や軍の埋葬行為のありようを理解できるよう、適切な場所に案内板を設置するなど、必要で十分な措置を講じること。とくに、1876年ごろまでの草創期墓碑、西南戦争に関わる死没者の墓碑、外国人俘虜の墓碑、民間人として位置づけられた軍役夫の墓碑等、十分な配慮を行う墓碑は多い。
- ・慰霊・追悼の形式は、墓地自体は無宗教・無宗派とし、同時に参拝者個々の慰霊・追悼様式については参拝者の自由とすること。

提言3【史跡・文化財への指定】 代表的な旧陸軍墓地については、文化財保護法に基づく史跡・文化財として指定すること。

- ・文化財指定にあたっては、当該墓地の特徴と代表性を明瞭にし、指定に値する根拠を国民に公表すること。

提言4【修復作業は現形保存を基本とする】 修復作業においては、原形の保存を基本とす

ること。具体的には、墓碑の配置を変えないこと、また個人墓碑の原形通りの修復を実現すること（＝形の変更、墓碑銘の不注意な消滅や変更などをしないこと）、そして、納骨堂内の骨壺に関する配置等の変更を実施しないこと。

- ・修復作業においては、傷んだ墓碑や骨壺等に関する予備的調査を徹底的に行うこと。その上で現状を維持するため専門家の指導の下、最適な保存科学の適用を図らなければならない。

（誤解のないために補足しておく、予算や体制も考慮せずに、やみくもに最先端の処置を講ずることには逆に慎重でなければならない。経験と実績を重ねた技術をもっとも有効に使える条件をどう構築していくか考慮しつつ、将来の再修築も見据えた適切な措置を講じる必要があるということである。）

- ・今回の台風 21 号（2018 年 9 月）による旧真田山陸軍墓地内被災墓碑の民間団体主宰による修復においては、応急措置ということで十分な配慮が行き届かず、一部遺憾な事例があったことを指摘しておく。

提言 5【研究・管理施設と休憩施設を】 国・都道府県・市町村など行政機関は、原則として旧陸軍墓地内に付属的な研究・管理施設を設置し、内外の人びとが行う追悼・慰霊に便宜を与え、併せて広く内外の人びとに旧陸軍や戦争についての反省を含む深い認識に到達できるため不断の調査・研究を進めること。また、休憩所・トイレ・水飲み場あるいはベンチなど適切な附属的施設を（可能な限り簡素な形式で）整備すること。

- ・調査・研究においては、上記の行政機関及び研究・管理施設は、軍や戦争に関わって命を失った内外の被葬者・国民の側に立つこと。
- ・研究・管理施設や附属的施設設置の有無、規模等については、墓地の規模や現状にあわせ適切に処置すること。

提言 6【財政基盤と管理機構の確立】 旧陸軍墓地の保存を意義あらしめ維持するため、必要な財政的基盤を確保し、管理組織をしかるべき省庁等の下に設置すること。

- ・旧陸軍墓地の現状は、設置以後長年にわたる墓碑等の傷みの進行によるものであり、一時的な補修ではもはや間に合わなくなっている。従って、継続的な補修・保存体制の構築が求められていることに留意すること。

以 上

以上の提言に対するご回答をお願いします。

【添付資料】

- 1、（旧真田山陸軍墓地見学のしおり 2）旧真田山陸軍墓地
- 2、【資料】NPO 法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会 活動の軌跡

(連絡先)

略